



2021年11月24日

各 位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
(コード番号：6335 東証第1部)
問合せ先 総務部長 中野 実
(TEL：03-3451-8591)

(開示事項の経過)

アジアインベストメントファンドらから受領した誓約書の補充書等に関する書簡の送付についてのお知らせ

2021年11月22日付けプレスリリース「(開示事項の経過) アジアインベストメントファンドらからの誓約書の補充書の受領等についてのお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社は、同日、アジアインベストメントファンドらから、『貴社らの11月17日付け誓約書等について』と題する書面を踏まえた誓約書の補充書」と題する書簡(以下「本補充書」といいます。)を受領し、また、アジアインベストメントファンドらは、同日付けで、「株式会社東京機械製作所の当社らに対する2021年11月19日付け書面『貴社らの11月17日付け誓約書等について』に対する当社らの見解」と題するプレスリリース(以下「11月22日付けプレスリリース」といいます。)を開示しておりました。しかしながら、①11月22日付けプレスリリースの記載内容には、「仮に、その後、別途、新たな大規模買付行為等を行うとした場合であつたとしても、もちろん突然公開買付け(TOB)を開始するということはせず、東京機械製作所の定めたルールを遵守し、まずは、具体的な経営方針・事業計画をお示しするなどの情報提供をした上で、東京機械製作所の独立委員会や株主総会の御承認を得ることができなければこれを開始することはない」〔傍点当社〕といった、2021年8月30日付け「当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づく新株予約権の無償割当て及び株主意思確認を臨時株主総会において行うことに関するお知らせ」の5頁で当社が言及していた誓約書所定の内容を、当社株式に係る株券等保有割合を32.72%まで低下させた後も含め、何らの条件等を付すことなく、その文言どおりの意味において、不可撤回的に誓約したものと解し難いように思われる記載(以下「本不明確記載」といいます。)があり、また、②2021年11月17日付け「株式会社東京機械製作所に対する誓約書の差入れに関するお知らせ」と題するプレスリリース及び2021年11月18日付け「株式会社東京機械製作所による新株予約権無償割当ての差止仮処分命令を求める申立てに係る許可抗告及び特別抗告の申立てに対する棄却決定のお知らせ」と題するプレスリリースにおける、当社株式に係る株券等保有割合を32.72%まで低下させた後において当社株式に対する公開買付け(TOB)その他

の大規模買付行為等を実施する可能性を示唆している文言について、11月22日付けプレスリリースにより撤回がなされたか否かにつき疑義（以下「本疑義」といいます。）が残っております。

以上を踏まえて、当社は、2021年11月23日、本補充書の内容並びに本不明確記載及び本疑義等に関して、アジアインベストメントファンドらの見解や意向について確認又は質問する書簡（以下「11月23日付け書簡」といいます。）（添付参照）を、本日午後6時を回答期限としてアジアインベストメントファンドらに対して送付しておりますので、お知らせいたします。

当社は、現在、実行（無償割当ての効力を発生させること）を一旦留保している第1回A新株予約権（2021年8月30日付けの無償割当て決議後の訂正内容及び未確定事項の確定内容を含みます。）の無償割当て（以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。）の実行を中止するか否かについて、11月23日付け書簡に対するアジアインベストメントファンドらからの回答も踏まえた上で、当社独立委員会へ諮問をし、当社独立委員会からの勧告を最大限尊重の上、取締役会で審議し、決定いたします。

本新株予約権の無償割当ての実行を中止するか否かについて当社取締役会で決定した場合には、速やかに開示いたしますので、当社から開示される情報等には、引き続き十分ご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上

2021年11月23日

アジアインベストメントファンド株式会社 御中
アジア開発キャピタル株式会社 御中

株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 都並 清史



「貴社らの11月17日付け誓約書等について」と題する書面を踏まえた誓約書の補充書等について

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当社は、貴社らから昨日受領した「『貴社らの11月17日付け誓約書等について』と題する書面を踏まえた誓約書の補充書」と題する書簡（以下「本書簡」といいます。）及び貴社らが昨日開示された「株式会社東京機械製作所の当社らに対する2021年11月19日付け書面『貴社らの11月17日付け誓約書等について』に対する当社らの見解」と題するプレスリリース（以下「11月22日付けプレスリリース」といいます。）を拝見いたしました。

本書簡において、貴社らは、(i)貴社らが2021年11月17日付け「株式会社東京機械製作所に対する誓約書の差入れに関するお知らせ」と題するプレスリリース及び2021年11月18日付け「株式会社東京機械製作所による新株予約権無償割当ての差止仮処分命令を求める申立てに係る許可抗告及び特別抗告の申立てに対する棄却決定のお知らせ」と題するプレスリリース（以下、総称して「本件プレスリリース」といいます。）で示唆していた、今後、貴社ら及びその関係者が株券等保有割合にして32.72%以上となる当社株式取得を目的とした当社株式に対する公開買付け（TOB）その他の大規模買付行為等の実施する可能性がある旨の認識及び当社の経営支配権の取得を目指す旨の意向を撤回し、且つ、(ii)2021年8月30日付け「当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づく新株予約権の無償割当て及び株主意思確認を臨時株主総会において行うことに関するお知らせ」（以下「当社8月30日付けプレスリリース」といいます。）の5頁で当社が言及していた誓約書（以下「当社言及誓約書」といいます。）所定の内容を、貴社らとして、当社株式に係る株券等保有割合を32.72%まで低下させた後も含め、何らの条件等を付すことなく、その文言どおりの意味において、不可撤回的に誓約したものと理解しておりますが、非常に重要な点ですので、かかる理解で正しいかどうか、確認させていただければ幸いです（以下「本質問①」といいます。）。

また、上記と関連して、当社は、貴社らが既に差し入れている誓約書については、本件プ

レスリリースにおける、当社株式に係る株券等保有割合を 32.72%まで低下させた後において当社株式に対する公開買付け（TOB）その他の大規模買付行為等を実施する可能性を示唆している文言（「今もなお、東京機械製作所の経営支配権の取得を目指していることに変わりはありません」等、同様の趣旨の文言を含みます。）を本件プレスリリースと同様の形式により撤回（以下「本撤回」といいます。）しない限り、結局のところ、当社言及誓約書に該当しないことになるものと考えておりますところ、11月22日付けプレスリリースにおいても、「今もなお、東京機械製作所の経営支配権の取得を目指していることに変わりはありません」という文言が撤回されておらず、これを下記の本質問③で指摘する11月22日付けプレスリリースの記載とも併せ読む限り、依然として本撤回は十分にはなされていないものと考えておりますが、今後、貴社らにおいて、本撤回を完全に行われる意思があるか否か、当該意思がある場合には、本撤回を完全に実施（開示）する時期について改めてご回答いただけますと幸いです（以下「本質問②」といいます。）。

さらに、11月22日付けプレスリリースにおいては、「仮に、その後、別途、新たな大規模買付行為等を行うとした場合であつたとしても、もちろん突然公開買付け（TOB）を開始するということはず、東京機械製作所の定めたルールを遵守し、まずは、具体的な経営方針・事業計画をお示しするなどの情報提供をした上で、東京機械製作所の独立委員会や株主総会の御承認を得ることができなければこれを開始することはない」〔傍点当社〕と取立て記載されているところ、当該記載がなされた貴社のプレスリリースが維持されたままでは、遺憾ながら、貴社らとして、当社言及誓約書所定の内容を、当社株式に係る株券等保有割合を 32.72%まで低下させた後も含め、何らの条件等を付すことなく、その文言どおりの意味において、不可撤回的に誓約したものと解し難いように思われます（なお、繰り返しますが、最終令和3年11月19日より正当として是認された東京高決令和3年10月29日は、当社が、貴社らに対し、第1回A新株予約権の無償割当ての実行を中止するための要件として当社言及誓約書の提出を要求することを認めていることは客観的に明らかです。）。そこで、貴社において、今後、本質問②における本撤回と併せて、11月22日付けプレスリリースの当該記載についても、当該プレスリリースと同様の形式により完全に撤回される意思があるか否か、当該意思がある場合には、当該撤回を完全に実施（開示）する時期についても、併せてご回答いただければ幸いです（以下「本質問③」といいます。）。

以上の本質問①、本質問②及び本質問③については11月24日午後6時までにご回答いただけますと幸いです。

なお、貴社らにおかれては、「当社らの株券等保有割合（本新株予約権発行要項第10項(a)に定める非適格者に該当する者を共同保有者とみなして算定を行う等の所要の調整を行う。）を2021年8月30日から6ヶ月以内に32.72%以下まで減少させる（それまでの間においては、臨時株主総会招集請求権を行使しない）こと」を誓約いただいておりますが、当社8月30日付けプレスリリース5頁及び本新株予約権発行要項第10項(a)の記載からも客観

的に明らかなように、貴社らが、かかる株券等保有割合を減少させるために当社株式を売却又は処分するに当たって、貴社らの関係者その他の非適格者（第1回A新株予約権発行要項第10項（a）に定める意味を有します。）に当社株式を売却又は処分した場合には、当該関係者の保有する当社株式も、引き続き貴社らの株券等保有割合の計算に含まれることになる点につきご留意ください。

第1回 A 新株予約権の無償割当ての実行を中止するか否かについては、上記の貴社らからのご回答も踏まえて、当社独立委員会へ諮問をし、当社独立委員会からの勧告を最大限尊重の上、取締役会で審議し、決定いたします。

敬具